

第21号議案

芦屋市立くすのきデイ・ケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

芦屋市立くすのきデイ・ケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

重度障害者のデイサービス事業を芦屋市立みどり地域生活支援センターにおいて実施することに伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例

芦屋市立くすのきデイ・ケアセンターの設置及び管理に関する条例（平成5年芦屋市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 心身の発達について支援を要する児童に対し，早期に療育訓練等を実施することにより，心身の発達を促し，保護者への育児支援を行うため，芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級（以下「デイサービスセンター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 デイサービスセンターは，芦屋市楠町16番1号に置く。

（事業）

第3条 デイサービスセンターは，次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童デイサービス（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第4条 デイサービスセンターに，所長及び職員を置く。

（利用者の範囲）

第5条 デイサービスセンターを利用することのできる者は，次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する就学前の児童で，その保護者が法第19条第1項の規定による介護給付費（児童デイサービスに係るものに限る。）の支給決定を受けたもの
- (2) 前号に掲げる者のほか，市長が特に必要と認める者

（利用の制限）

第6条 市長は，デイサービスセンターの利用が適さないと認められるとき又はデイサービスセンターの管理運営上支障があると認められるときは，利用を制限するこ

とができる。

(利用者の義務)

第7条 デイサービスセンターを利用する者（以下「利用者」という。）は、デイサービスセンターの建物、設備、備品その他の物件の保全に努め、デイサービスセンターの管理運営に協力しなければならない。

2 利用者は、デイサービスセンターの建物、設備、備品その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は消失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市立くすのきデイ・ケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正 要綱

1 改正の趣旨

重度障害者のデイサービス事業を芦屋市立みどり地域生活支援センターにおいて実施することに伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 題名の改正

題名を芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例に改める。

(2) 設置（第1条関係）

設置に関する規定を次のように改める。

心身の発達について支援を要する児童に対し、早期に療育訓練等を実施することにより、心身の発達を促し、保護者への育児支援を行うため、芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級（以下「デイサービスセンター」という。）を設置する。

(3) 事業（第3条関係）

デイサービスセンターが行う事業を次のように規定する。

ア 障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業

イ その他設置の目的を達成するために必要な事業

(4) 利用者の範囲（第5条関係）

デイサービスセンターを利用することのできる者は、次の者とする。

ア 市内に居住する就学前の児童で、その保護者が障害者自立支援法第19条第1項の規定による介護給付費（児童デイサービスに係るものに限る。）の支給決定を受けたもの

イ 市長が特に必要と認める者

(5) 利用の制限（第6条関係）

市長は、デイサービスセンターの利用が適さないと認められるとき又はデイサービスの管理運営上支障があると認められるときは、利用を制限することができる。

(6) 利用者の義務（第7条関係）

ア デイサービスセンターを利用する者（以下「利用者」という。）は、デイサービスセンターの建物、設備、備品その他の物件の保全に努め、デイサービスセンターの管理運営に協力しなければならない。

イ 利用者は、デイサービスセンターの建物、設備、備品その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は消失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 施行期日

平成23年4月1日

障害者自立支援法抜粋

第5条 (第1項省略)

(第2項から第6項まで省略)

7 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(第8項から第22項まで省略)

(介護給付費等の支給決定)

第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

(第2項から第4項まで省略)